

# 令和2年7月豪雨 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（福岡県版ガイドブック）

総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

令和2年7月豪雨による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
被災者の皆様への生活支援に関する情報をご提供いたします。  
国の出先機関等は、それぞれ担当する業務について、皆様からのご相談を受け付けています。また、九州管区行政評価局においても、いろいろなお問合せやご相談を受け付けておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

●相談の受付：平日8：30～17：45

行政相談専用ダイヤル **092-473-1100**

- ◆ 令和2年7月豪雨で被災された皆様への支援策として、福岡県、大分県、鹿児島県（熊本県は熊本行政評価事務所が担当）を対象に開設しておりました「災害専用フリーダイヤル」（通話料無料）は、令和2年12月25日（金）をもって終了しています。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談の際は、できるだけ電話（上記電話番号）・インターネット・手紙・FAXを利用くださいますようお願いいたします。お急ぎの場合は電話をご利用ください。

対面による相談をご希望の場合は、マスクの着用や相談時間の制限（原則30分以内）など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

●インターネットによる相談受付（右記QRコードからアクセスできます。）

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>



まぐみみ福岡



総務省行政相談センター

総務省 九州管区行政評価局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階

九州管区行政評価局 首席行政相談官室

電話：092-473-1100（平日、通常の行政相談専用の電話番号）

フリーダイヤル：0570-090110（平日、全国共通の受付番号）

FAX：092-431-8317

(注) 当冊子の情報は、令和2年12月23日時点の情報で作成しております。  
各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。  
最新の情報は、九州管区行政評価局ホームページ（QRコード、下記URL参照）に  
掲載しております。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>



**災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。**  
**今回の令和2年7月豪雨については、福岡県内では、大牟田市、八女市、みやま市、  
久留米市が適用を受けています。**

### 【特定非常災害の指定】

令和2年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

① 運転免許のような許認可等について存続期間（有効期間）が最長で令和2年12月28日（月）まで延長されます（令和2年7月3日(金)以後に満了する許認可等が対象）。

対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日等は、今後、各府省の告示で定められます。告示で定められた許認可等の内容や相談窓口については、以下の総務省の特設ページをご確認ください。

＜総務省の特設ページ（QRコード、下記URL参照）＞

URL : [https://www.soumu.go.jp/R207\\_hr/hisai.html](https://www.soumu.go.jp/R207_hr/hisai.html)



② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年10月30日(金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）。

※ 上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定の留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）。

**※ 被災者支援の情報は、各関係機関・団体等のホームページで日々更新されています！**

## ＜目 次＞

相談内容	項目	ページ
 <b>住まいや 身の回りのこと</b>	1 被災証明書等の発行	1
	2 被災者向けの支援策等の相談窓口	2
	3 災害ごみ、家屋の消毒についての相談窓口	3
	4 被災住宅の応急修理、被災家屋の解体・撤去等	4
	5 被災者のための住宅提供	5
 <b>お金のこと (生活資金、住宅)</b>	6 被災者生活再建支援金	6
	7 災害弔慰金、災害障害見舞金（国・自治体）	7
	8 災害援護資金の貸付	7
	9 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）	8
	10 住宅の建設、補修等の融資	9
	11 住宅ローン等の返済	10
 <b>労働・雇用 に関すること</b>	12 雇用調整助成金、未払賃金の立替払制度	11
	13 総合労働相談窓口等	11
	14 雇用保険の特例措置、労働保険料の納付猶予	14
 <b>役所の手続や 公共料金 に関すること</b>	15 国税の特別措置	15
	16 公共料金（電気・ガス・電話・上下水道等）の減免措置等	16
	17 年金手帳等を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予	17
	18 県税の特別措置	18
	19 市町村税、国民健康保険料（税）等の特別措置	18
	20 県関係の手数料、住民票写し等各種証明書の手数料等免除	18
	21 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	19
	22 自動車重量税の還付	20
23 運転免許証の有効期間の延長	20	
 <b>民間の手続 (損害保険等)のこと</b>	24 損害保険に関すること	21
	25 生命保険に関すること	21
	26 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	22
 <b>教育のこと</b>	27 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等	23
	28 被災した児童生徒の受入れ、県立高校の授業料免除等	23
 <b>事業経営 に関すること</b>	29 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口等	25
	30 農林漁業者への資金融資・相談窓口	27
	31 宿泊事業者等の相談窓口	28
 <b>医療・健康等 に関すること</b>	32 医療機関の受診、介護サービス等	29
	33 こころの悩み、健康、人権問題についての相談窓口	30

 <p><b>その他の情報、 お役立ち情報 ウェブサイト</b></p>	34 消費者トラブル(災害に便乗した悪質商法等)の相談 窓口	31
	35 法律についての相談	31
	36 流出したL Pガス容器の事故防止	31
	37 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性	32
	38 お役立ち情報ウェブサイト	32
 <p><b>外国人向けの 情報、相談窓口</b></p>	39 <small>せいかつ こま</small> 生活の困りごと、 <small>さいがい とき あんない</small> 災害の時の案内など	34

(参考) 県・市町村の電話番号 (P.35)



# 住まいや身の回りのこと

## 1 り災証明書等の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ り災証明書の発行は、各市町村が行います。「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。  
 なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。
- ◆ 市町村が行う調査までに時間がかかることもありますので、調査より先に自宅の片付け・修理等を行う場合は、片付け・修理の前に、被害を受けた場所の写真の撮影をお願いします。

### ※ 撮影のポイント……大牟田市ホームページより

- ① 建物内部の浸水した深さを撮る
  - ・ メジャーを使って水に浸かった深さを測定
  - ・ 測定場所がわかるように遠景を撮影
  - ・ メジャーの目盛りがわかるように近景を撮影
- ② 被害箇所を撮る
  - ・ 被害箇所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮る  
(被害箇所がわかるように指を差して撮るとよい)
  - ・ 主な被害箇所は、外壁／屋根・基礎・内壁・天井・床・ドア・ふすま・窓・キッチン・浴室・トイレなど
- ③ 建物の全景を撮る
  - ・ 遠景で建物を撮影

- ◆ 大牟田市、八女市、みやま市及び久留米市における「り災証明書」等の窓口は、以下のとおりです。他の市町村については、お住まいの市町村にお問合せください。

市町村名	窓口	電話番号	備考
大牟田市	一般住宅等： 福祉課障害福祉担当	0944-41-2663	○風水害等の自然災害により家屋や家屋以外の工作物等（家財、塀・門、物置、カーポート等）の被災の事実を証明する「被災証明」についても、左記の窓口にお問合せください

	店舗・事業所等： 産業振興課	0944-41-2762	い。 （「被災証明」は、被災の事実を証明するものであり、被害の程度を証明するものではありません。）	
	農林水産施設等： 農林水産課	0944-41-2754		
八女市	税務課	0943-23-1112	家財などの動産に被害を受けた方に対する「被災証明」については、防災安全課（0943-23-1731）、左記の各支所まちづくり推進係にお問合せください。	
	支所	黒木支所まちづくり推進係		0943-42-1111
		立花支所まちづくり推進係		0943-23-5142
		上陽支所まちづくり推進係		0943-54-2211
		矢部支所まちづくり推進係		0943-47-3111
		星野支所まちづくり推進係		0943-52-3112
みやま市	税務課資産税係	0944-64-1536		
久留米市	生活支援課	0942-30-9023	受付時間は土曜日・日曜日・祝日を除く8：30～17：15	
	農業被害： 生産流通課	0942-30-9164		
	総合支所	田主丸総合支所地域振興課		0943-72-2111
		北野総合支所地域振興課		0942-78-3551
		城島総合支所地域振興課		0942-62-2111
三潴総合支所地域振興課		0942-64-2311		

## 2 被災者向けの支援策等の総合相談窓口

- ◆ 大牟田市については、被災に関する支援金・援護資金の貸付や市税の減免などの支援制度の案内を行う窓口が設置されています。

- ・ 大牟田市

支援制度全般の案内 市民生活課 0944-41-2601

事業者に対する支援・相談 産業振興課 0944-41-2762

農業・林業・漁業に対する支援・相談 農林水産課 0944-41-2754

### 3 災害ごみ、家屋の消毒についての相談窓口

- ◆ 今回の豪雨による浸水被害等による災害ごみ（災害廃棄物）の処理については、以下の窓口にお問合せください。
  - ・ 大牟田市（今回の豪雨災害で家庭等から発生した土砂の受入れも含む。）  
環境業務課 0944-41-2723
  - ・ 八女市  
環境課生活環境係 0943-23-1462
  - ・ みやま市  
環境衛生課 0944-64-1521  
みやま市清掃センター 0944-63-8422
  - ・ 久留米市  
(家庭からの災害ごみ)  
宮ノ陣クリーンセンター 0942-27-7490  
上津クリーンセンター 0942-21-8201（「燃やせないごみ」の受入れは行っていません。）  
田主丸地域にお住まいの方は、田主丸総合支所環境建設課（0943-72-2156）にお問合せください。  
(事業所からの災害ごみ)  
環境部施設課（宮ノ陣クリーンセンター） 0942-27-5371  
環境部施設課（上津クリーンセンター） 0942-65-3591  
※ ご家庭の災害ごみを直接持ち込むことが困難な方は、下記の窓口へご相談ください。  
環境部資源循環推進課 0942-37-3342  
田主丸総合支所環境建設課 0943-72-2156  
北野総合支所環境建設課 0942-78-3696  
城島総合支所環境建設課 0942-62-2116  
三潴総合支所環境建設課 0942-64-2314
  
- ◆ 床上浸水や床下浸水の被害にあった住宅等の消毒については、以下の窓口にお問合せください。
  - ・ 大牟田市  
保健衛生課 0944-41-2615（8：45～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  - ・ 八女市  
環境課 0943-23-1462
  - ・ 久留米市  
環境保全課 0942-30-9043  
※ 床下の水が長期にわたって引かない状態が続いていた等、やむを得ない事情がある場合を除いて8月末で受付を終了

## 4 被災住宅の応急修理、被災家屋の解体・撤去等

- ◆ 災害救助法の適用市町村（表紙裏参照）において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（被災した住宅の居室、台所、トイレ等）を、市町村が業者に依頼して応急的に修理する制度です。応急仮設住宅として提供する賃貸住宅も対象となる場合があります。

修理限度額 ①大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内

②一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内

- ※ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。

- ・ 当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと  
全壊の住家：応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象
- ・ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む。）を利用しないこと
- ・ 自ら修理する資力がないこと（半壊の方）

- ※ 詳しくは災害救助法が適用された市町村（表紙裏参照）にお問合せください（大牟田市及び久留米市については以下のとおり）。

- ・ 大牟田市 建築住宅課 0944-41-2787（市独自の支援金10万円の交付あり）
- ・ 久留米市 住宅政策課 0942-30-9139

- ◆ 被災家屋の解体・撤去

令和2年7月豪雨により被害を受けた家屋については、全壊・半壊家屋の解体についても支援を行うことにより、生活の早期再建を後押しするとされており、市町村長から、全壊又は半壊（大規模半壊を含む）の罹災証明書の交付を受けた家屋について解体を希望される方は、市町村が実施する公費解体事業（災害等廃棄物処理事業）の対象となります。

自らが家屋を解体・撤去した場合の費用も事後に請求できます。

詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください（大牟田市については以下のとおり）。

- ・ 大牟田市 環境業務課 0944-41-2728

※ 「罹災証明書」で「半壊」以上の家屋、市の認定調査で解体が必要と認められた中小企業等の事務所等の解体・撤去に対する支援

## 5 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、一時的な避難所として公営住宅等が提供されています。  
詳しくは、以下の窓口にお問合せください。
- ・ 福岡県 建築都市部県営住宅課  
092-643-3739（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日は除く。）  
※ 提供期間は入居後6か月（最大1年間まで延長可能）、家賃・敷金は免除（共益費、光熱水費は自己負担）とされています。
- ・ 大牟田市 建築住宅課  
0944-41-2787  
※ 提供期間は入居後6か月（最大1年間まで延長可能）、家賃・敷金は免除（共益費、光熱水費は自己負担）とされています。
- ・ 八女市 定住対策課住宅係  
0943-23-2577（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日は除く。）  
※ 提供期間は入居後6か月（最大1年間まで延長可能）、家賃・敷金は免除（共益費、光熱水費は自己負担）とされています。
- ・ 久留米市 住宅政策課  
0942-30-9086（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）  
※ 提供期間は入居後1年間、家賃・敷金は免除（共益費、光熱水費は自己負担）とされています。
- ・ 福岡市 住宅管理課  
電話：092-271-2553（専用）、FAX：092-271-2556  
（9：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）  
※ 提供期間は最長6か月、家賃・敷金は不要（共益費、光熱水費は自己負担）とされています。
- ・ 北九州市 住宅管理課  
電話：093-582-2556、FAX：093-582-4021  
上下水道局総務経営部営業課 093-582-3623  
（入居期間中の水道料金と下水道使用料を免除するとされています。）  
※ 提供期間は入居後6か月（最大1年間まで延長可能）、家賃・敷金は免除とされています。



## お金のこと（生活資金、住宅）

### 6 被災者生活再建支援金

- ◆ 被災者生活再建支援法に基づき、今回の災害で、住宅が全壊又は解体した世帯、大規模半壊、中規模半壊した世帯に対し、①被害程度に応じた「基礎支援金」、②再建方法に応じた「加算支援金」が支給されます（福岡県内では大牟田市が対象区域）。

※ 今般、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、被災者生活再建支援金の支給対象に、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）が追加されました。

- ① 基礎支援金（住宅の被害程度に応じた支給）
  - ・ 全壊又は解体 100万円（単身世帯は75万円）※半壊でも解体した場合は対象
  - ・ 大規模半壊 50万円（単身世帯は37.5万円）
  - ・ 中規模半壊 なし
- ② 加算支援金（全壊・解体、大規模半壊の場合。住宅の再建方法に応じて①に加算）
  - ・ 建設・購入 200万円（単身世帯は150万円）
  - ・ 補修 100万円（単身世帯は75万円）
  - ・ 賃借 50万円（単身世帯は37.5万円）
  - ＜中規模半壊の場合＞
    - ・ 建設・購入 100万円（単身世帯は75万円）
    - ・ 補修 50万円（単身世帯は37.5万円）
    - ・ 賃借 25万円（単身世帯は18.75万円）

申請期間は、基礎支援金は災害発生日から13月以内（令和3年8月5日(木)まで）、加算支援金は災害発生日から37月以内（令和5年8月7日(月)まで）となっています。

詳しくは、大牟田市福祉課障害福祉担当（0944-41-2663）にお問合せください。

- ◆ また、福岡県においても、上記と同内容の県被災者生活再建支援金の支給を行うとしています（大牟田市を除く59市町村。中規模半壊の世帯を含む。）。

詳しくは、お住まいの市町村又は福岡県福祉労働部福祉総務課（電話：092-643-3246）にお問合せください。

## 7 災害弔慰金、災害障害見舞金等（国、自治体）

- ◆ 今回の災害でお亡くなりになられた方の遺族等を対象として、災害弔慰金、災害障害見舞金が支給されます。
  - ・ 災害弔慰金 生計維持者が亡くなった場合：500万円以下  
 その他の方が亡くなった場合：250万円以下
  - ・ 災害障害見舞金 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円以下  
 その他の方が重度の障害を受けた場合：125万円以下
 また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。  
 詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。
- ◆ 福岡県独自の災害見舞金・弔慰金（家屋の全壊の場合10万円、半壊の場合5万円、床上浸水の場合3万円、死者又は行方不明者の遺族には20万円等）についても、お住まいの市町村にお問合せください。
- ◆ 大牟田市独自の災害見舞金・弔慰金（家屋の全壊・大規模半壊・半壊・準半壊の場合3万円、死者又は行方不明者の遺族には10万円等）については、福祉課障害福祉担当（電話：0944-41-2663）にお問合せください。  
 また、大牟田市では、市独自の災害見舞金の対象となる世帯に対し、1世帯当たり10万円（くらし支援金）を支給することとしています。詳しくは、福祉課障害福祉担当（電話：0944-41-2663）にお問合せください。
- ◆ 大牟田市独自の生活移動手段支援金（豪雨災害により所有または使用している自動車を廃車した場合、1台当たり5万円）については、市民生活課（電話：0944-41-2601）にお問合せください。申請窓口は税務課（電話：0944-41-2471）となっています（申請期間は令和2年12月28日(月)まで）。

## 8 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。  
 償還期限は、据置期間（3年）を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。  
 大牟田市については、福祉課障害福祉担当 0944-41-2663

区分	貸付限度額	
世帯主に1か月以上の負傷がある場合	①当該負傷のみ	150万円
	②家財の3分の1以上の損害	250万円
	③住居の半壊	270万円
	④住居の全壊	350万円

世帯主に1か月以上の負傷がない場合	①家財の3分の1以上の損害	150万円
	②住居の半壊	170万円
	③住居の全壊（④の場合を除く。）	250万円
	④住居の全体の滅失又は流失	350万円

## 9 生活福祉資金の貸付（緊急小口資金等）

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものです。

生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費）」）についての貸付があります。

- ◆ 令和2年7月豪雨により被災した下記の19市町村に住所を有し、かつ、被災された方で当座の生活費を必要とする世帯に対して、特例措置が適用されています。緊急小口資金の通常の貸付金額は10万円以内ですが、以下のいずれかの条件を満たす場合は、20万円以内とされています。

- ① 世帯員の中に亡くなった方がいるとき
- ② 世帯員に要介護者がいる場合
- ③ 4人以上の世帯である場合
- ④ 世帯員に重傷者、妊産婦、学齢児童がいる場合  
(特例措置対象市町村)

北九州市、大牟田市、久留米市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、築上町

- ◆ 福祉費（住宅補修費及び災害援護費。「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸付が優先）については、被災した県内在住の低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯が貸付対象となっており、貸付金額は、住宅補修費が250万円以内（災害を受けたことによる住宅の補修等に必要な経費）、災害援護費が150万円以内（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費（避難先での家具什器等に必要な経費））となっています。

- ◆ 詳しくは、福岡県社会福祉協議会（電話：092－584－3377）、お住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。

## 10 住宅の建設、補修等の融資

### ◆ 災害復興住宅融資

災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問合せください。

- ・ 災害専用ダイヤル：0120－086－353  
(9：00～17：00、土曜日・日曜日も対応、祝日は除く。)
- ・ ウェブサイト <https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html>

### ◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせください。

### ◆ 福岡県被災者住宅再建支援事業

福岡県では、被災者生活再建支援法が県内に適用される自然災害により、住居が被災し、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた被災者に対して、県内で住宅を再建するため、金融機関等から融資を受けた場合、その利子の一部を助成する事業が行われています。

(補助対象)

#### ① 次のアからウまでのいずれかに該当する方

- ア 市町村長が発行する罹災証明書で全壊、大規模半壊又は中規模半壊の判定を受けた方
- イ 市町村長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した方
- ウ 被災者生活再建支援法第2条第2号八に掲げる世帯として認定されている方

#### ② 自ら居住するために、独立行政法人住宅金融支援機構、民間金融機関等から新たに融資を受けて県内で住宅再建される方

(補助対象経費、補助対象金額)

#### ① 金融機関等から新たにリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で住宅再建する場合の借入額に係る利子の支払額

…借入時の災害復興借入額に、借入時の独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」に係る貸付利率を乗じて算出した額に20を乗じて得た額について、100万円を上限として、1世帯1回限り助成

#### ② 金融機関等から新たに融資（上記①を除く。）を受けて、県内で住宅再建をする場合の借入額に係る利子の支払額

…実際の借入に係る各月の利子支払額の合計額と、借入額に借入時の独立行政法人住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」に係る貸付利率を乗じて算出した各月の利子支払額の合計額（借入期間及び返済方法は実際の借入れと同様）を比較し、低い方について、100万円を上限として、1世帯当たり1回限り助成

詳しくは、お住まいの市町村の窓口（大牟田市については以下のとおり）又は福岡県福祉労働部福祉総務課（電話：092－643－3246）にお問合せください。

- ・ 大牟田市 福祉課障害福祉担当 0944－41－2663

## 11 住宅ローン等の返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。  
詳しくは借入先の金融機関にお問合せください。  
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。
  - ・ 全国銀行協会相談室  
0570-017-109（一般電話からは市内通話料金）または03-5252-3772  
（受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9：00～17：00）
  - ・ 自然災害債務整理ガイドライン（全国銀行協会）  
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/disaster-guideline/>
- ※ 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。  
そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。



## 労働・雇用に関すること

### 12 雇用調整助成金、未払賃金の立替払制度

- ◆ 豪雨の被害により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練) または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、雇用調整助成金として、休業手当、賃金などの一部が助成されます。詳しくは福岡労働局の以下の窓口にお問合せください。
  - ・ 福岡助成金センター雇用調整助成金分室  
092-402-0537 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
  - ・ 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口  
093-616-0860 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
  - ・ 最寄りのハローワーク
- ◆ 企業が倒産したため、賃金が支払われないままに退職した労働者に対して、その未払賃金のうち一定範囲(8割相当額)を国が事業主に代わって立替払をする制度(未払賃金の立替払制度)があります。詳しくは最寄りの労働基準監督署(下表参照)にお問合せください。

### 13 総合労働相談窓口等

- ◆ 総合労働相談コーナー(解雇、休業、雇用調整助成金等の労働に関する相談。労働者、雇用主双方から受付)
  - ・ 福岡労働局 092-411-4764 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

	監督署名、管轄区域	電話番号(総合労働相談コーナー等)	FAX番号
福岡地域	福岡中央労働基準監督署 (福岡市(東区を除く)、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市)	092-761-5600	092-761-5616
	福岡東労働基準監督署 (福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡)	092-687-5342	092-661-4178
北九州地域	北九州西労働基準監督署 (北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、若松区、中間市、遠賀郡)	093-285-3799	093-622-6555
	北九州東労働基準監督署 (北九州市小倉北区、小倉南区)	093-288-5608	093-561-1197
	北九州東労働基準監督署 門司支署(北九州市門司区)	093-381-5361	093-381-5363
	行橋労働基準監督署 (行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)	0930-23-0454	0930-23-0453

	監督署名、管轄区域	電話番号（総合労働相談コーナー等）	FAX番号
筑後地域	久留米労働基準監督署 （久留米市、大川市、朝倉市、小郡市、うきは市、三井郡、三潴郡、朝倉郡）	0942-90-0231	0942-33-7254
	大牟田労働基準監督署 （大牟田市、柳川市、みやま市）	0944-53-3987	0944-53-3990
	八女労働基準監督署 （八女市、筑後市、八女郡）	0943-23-2121	0943-23-2123
筑豊地域	飯塚労働基準監督署 （飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡）	0948-22-3200	0948-22-3202
	直方労働基準監督署 （直方市、宮若市、鞍手郡）	0949-22-0544	0949-22-0502
	田川労働基準監督署 （田川市、田川郡）	0947-42-0380	0947-42-0382

- ◆ 雇用保険やお仕事の相談については、福岡労働局（職業安定課：092-434-9801）又は最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

	ハローワーク名、管轄区域	電話番号	FAX番号
福岡地域	福岡中央 （福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区(那の川1～2丁目)、糟屋郡(志免町、須恵町、宇美町)）	092-712-8609	092-711-1192
	福岡中央赤坂駅前庁舎 ※事業所の雇用保険手続を行う窓口	092-712-6508	092-781-0029
	福岡東 （福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡(篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町)）	092-672-8609	092-672-3000
	福岡南 （福岡市南区(那の川1～2丁目を除く。)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市）	092-513-8609	092-574-6554
	福岡西 （福岡市西区、糸島市）	092-881-8609	092-883-5871
北九州地域	八幡（本庁舎） （北九州市八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡） ※戸畑区、若松区（事業主の方の雇用保険手続、求人申込手続のみ）	093-622-5566	093-622-3144
	黒崎駅前庁舎（コムシティ庁舎） ※職業相談・職業訓練・雇用保険給付の窓口	093-622-5566	093-621-3941
	若松出張所 （北九州市若松区）	093-771-5055	093-751-5467
	戸畑分庁舎 （北九州市戸畑区）	093-871-1331	093-881-4026
	小倉 （北九州市小倉北区、小倉南区）	093-941-8609	093-941-8631
	門司出張所 （北九州市門司区）	093-381-8609	093-381-5875
	行橋 （行橋市、京都郡、築上郡(築上町)）	0930-25-8609	0930-23-8198
	豊前出張所 （豊前市、築上郡(吉富町、上毛町)）	0979-82-8609	0979-83-4789

	ハローワーク名、管轄区域	電話番号	FAX番号
筑後地区	大牟田 (大牟田市、柳川市、みやま市)	0944-53-1551	0944-54-1540
	久留米 (久留米市(城島町を除く)、小郡市、うきは市、三井郡)	0942-35-8609	0942-33-6526
	大川出張所 (久留米市(城島町)、大川市、三潞郡)	0944-86-8609	0944-86-3722
	八女 (八女市、筑後市、八女郡)	0943-23-6188	0943-24-5597
	朝倉 (朝倉市、朝倉郡)	0946-22-8609	0946-23-1359
筑豊地区	飯塚 (飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡)	0948-24-8609	0948-28-7599
	直方 (直方市、宮若市、鞍手郡)	0949-22-8609	0949-24-2332
	田川 (田川市、田川郡)	0947-44-8609	0947-46-1729

◆ 被災学生等特別就職相談窓口

令和2年7月豪雨により被災した学生・生徒のみなさまからの相談を受けるため、「特別就職相談窓口」が設置されています（相談内容の例：豪雨の影響により、企業の面接に行くことができなかった、応募企業が豪雨の影響を受け、就職活動の継続が困難になったなど）。

福岡新卒応援ハローワーク

092-714-1556（10：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

北九州新卒応援ハローワーク（小倉）

093-512-0304（10：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

北九州新卒応援ハローワーク（八幡）

093-622-6690（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

◆ 福岡県の労働相談窓口（働く上での疑問、不安やトラブルをお持ちの方、労務管理上のアドバイス等）

福岡労働者支援事務所 092-735-6149

北九州労働者支援事務所 093-967-3945

筑後労働者支援事務所 0942-30-1034

筑豊労働者支援事務所 0948-22-1149

## 14 雇用保険の特例措置、労働保険料の納付猶予

### ◆ 雇用保険の特例措置

令和2年7月豪雨等に伴い、事業所が災害を直接の原因として休止・廃止したため休業を余儀なくされ、労働者に賃金（休業手当を含む。）を支払うことができない場合、実際に離職していても、又は再雇用を約した一時的な離職の場合であっても、労働者の方は失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができます。

詳しくは福岡労働局又は最寄りのハローワークにお問合せください（労働者が雇用されている事業所は被災地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が被災地域内の場合も対象になります。）。

### ◆ 雇用保険の基本手当の特例措置

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行うとされています（やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は不問）。

また、災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことが可能）。

詳しくは福岡労働局又は最寄りのハローワークにお問合せください。

### ◆ 被災した場合の労働保険料等の納付猶予

令和2年7月豪雨により、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、被害のあった財産の損失の状況及び財産の種類を勘案して決定されます。

（申請方法）

- ① 管轄の都道府県労働局に「労働保険料等納付猶予申請書」などを提出する必要があります。
- ② 災害がやんだ日（※）から2か月以内に申請する必要があります。

※ 申請者の被災状況を斟酌し判断することとなり、申請者ごとに異なる場合がありますので、福岡労働局（労働保険徴収課：092-434-9831）又は最寄りの労働基準監督署（前ページの表参照）にご相談ください。



## 役所の手続や公共料金に関すること

### 15 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

税務署名、管轄区域	電話番号
甘木税務署 (朝倉市、朝倉郡)	0946-22-2720
飯塚税務署 (飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡)	0948-22-6710
大川税務署 (大川市、三潞郡)	0944-87-2125
大牟田税務署 (大牟田市、柳川市、みやま市)	0944-52-3245
香椎税務署 (東区の一部 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡)	092-661-1031
久留米税務署 (久留米市、小郡市、うきは市、三井郡)	0942-32-4461
小倉税務署 (小倉北区、小倉南区)	093-583-1331
田川税務署 (田川市、田川郡)	0947-44-0430
筑紫税務署 (筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市)	092-923-1400
西福岡税務署 (西区、城南区、早良区、糸島市)	092-843-6211
直方税務署 (直方市、宮若市、鞍手郡)	0949-22-0880
博多税務署 (東区の一部、博多区)	092-641-8131
福岡税務署 (中央区、南区)	092-771-1151
門司税務署 (門司区)	093-321-5831
八幡税務署 (戸畑区、八幡東区、八幡西区)	093-671-6531
八女税務署 (八女市、筑後市、八女郡)	0943-23-5191

税務署名、管轄区域	電話番号
行橋税務署 (行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)	0930-23-0580
若松税務署 (若松区、中間市、遠賀郡)	093-761-2536

## 16 公共料金（電気・ガス・電話・上下水道等）の減免措置等

### ◆ 電気料金（九州電力）

令和2年6月（支払期日が7月4日以降のものに限る。）～9月料金計算分の電気料金の支払期日が1か月間延長されるほか、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、令和3年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金が免除される措置等が講じられます。詳しくは最寄りの営業所にお問合せください。

- ・ 田川営業所 0120-986-105
- ・ 甘木営業所 0120-986-208
- ・ 久留米営業所 0120-986-209
- ・ 八女営業所 0120-986-210
- ・ 大牟田営業所 0120-986-211

### ◆ NTT西日本の電話料金

令和2年7月の梅雨前線の大雨による避難指示、避難勧告等により電話が使用できなかった方、及び建物損壊等で電話が使用できなかった方について、その期間の基本料金等が免除されます。

また、電話料金をコンビニエンスストア、金融機関の窓口等においてお支払いいただいている方からお申し出があった場合は、支払期限を請求書記載の日付より1か月間延長されます（口座振替やクレジットカードによる支払いの方を除く。）。

詳しくは、局番なしの「116」（受付時間9：00～17：00、携帯電話・PHSからは0800-2000-116）にお問合せください。

### ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

### ◆ 上下水道についても、被災者に対し、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

### ◆ NHK受信料は、災害救助法が適用された区域内（表紙裏参照）において半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約は、令和2年7月～12月まで（6か月間）免除となります。

また、災害救助法が適用された区域内において、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約は、令和2年7月～12月まで（6か月

間) 免除となります(ただし、令和3年1月1日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示又は退去命令を受けている場合は、その解除された日の属する月の翌月まで)。

詳しくはNHK(電話:0570-077-077、9:00~18:00。ご利用になれない場合は050-3786-5003(有料))、NHK福岡拠点放送局業推進部(電話:092-715-7111、平日10:00~17:00)にお問合せください。

## 17 年金手帳等を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。  
また、被災に伴い保険料の納付書を紛失された場合、家屋の流失等により郵便物が届かないとき(現況届、生計維持確認届、年金請求書等)、年金受給者である家族が行方不明又は亡くなられたときなどは、最寄りの年金事務所にお問合せください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
被災者専用フリーダイヤル 0120-808-678(ガイダンスに従い【1】を押してください。)  
(受付時間:月曜日8:30~19:00、火曜日~金曜日:8:30~17:15、第2土曜日:9:30~16:00) ※最寄りの年金事務所にもお問合せできます。
- ◆ 被災により厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。  
詳しくは最寄りの年金事務所にお問合せください。

事務所名、管轄区域	電話番号 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)	FAX番号
博多年金事務所 (東区、博多区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡)	092-474-0012	092-474-7249
中福岡年金事務所 (中央区)	092-751-1232	092-715-2449
西福岡年金事務所 (西区、城南区、早良区、糸島市)	092-883-9962	092-884-0149
南福岡年金事務所 (南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡)	092-552-6112	092-541-7649
久留米年金事務所 (久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡、三潁郡、八女郡)	0942-33-6192	0942-34-2449
小倉南年金事務所 (小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)	093-471-8873	093-474-3010
小倉北年金事務所 (門司区 小倉北区)	093-583-8340	093-583-8349

事務所名、管轄区域	電話番号 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)	FAX番号
直方年金事務所 (直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡)	0949-22-0891	0949-29-3028
八幡年金事務所 (若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡)	093-631-7962	093-622-2649
大牟田年金事務所 (大牟田市、柳川市、みやま市)	0944-52-5294	0944-51-6849

## 18 県税の特別措置

- ◆ 被災された方に対して、県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税）の減免措置が講じられます。また、家屋の全壊・半壊・床上浸水等、県税を納めることが困難と認められる事実が発生した場合、申請に基づき被害の程度に応じて、1年以内の期間について徴収の猶予が認められます。

詳しくは、福岡県税務課や最寄りの県税事務所にお問合せください。

福岡県税務課 092-643-3063

県内の各県税事務所

## 19 市町村税、国民健康保険料（税）等の特別措置

- ◆ 被災により市町村税を一時に納付することができない場合、申請に基づき、一定の要件に該当すれば納付が猶予される場合がありますので、お住まいの市町村の税務担当課にお問合せください。
- ◆ 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方々で、災害により生活が困難となり、保険料（税）を支払えない場合に、保険料（税）の一部もしくは全額を免除、または徴収を猶予する制度があります。

詳しい条件や手続については、お住まいの市町村の医療保険担当課（組合員にあってはご加入の国保組合、後期高齢者医療制度にあっては後期高齢者医療広域連合）にお問合せください。

## 20 県関係の手数料、住民票写し等各種証明書の手数料等免除

- ◆ 福岡県では、大規模な災害による被災者の経済的負担軽減を図るため、被災者の日常生活の回復等に資する使用料および手数料を免除（既に納められている場合は還付）する条例の規定に基づき、対象となる災害として令和2年7月豪雨災害を指定しています。

対象は、「令和2年7月豪雨災害」により被害を受け、原則として、り災証明書または被災証明書をお持ちの方とされており、県立高校の授業料、県営住宅の家賃、運転免許証再交付手数料等が対象となっています。

詳しくは、福岡県防災企画課（電話：092-643-3123）にお問合せください。

（福岡県のホームページ）

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bouki020730.html>

- ◆ 市町村において、災害復旧に関する手続きに必要な住民票等の各種証明書の交付手数料が免除されます（証明書のコンビニ交付サービスを利用して証明書を取得される場合は免除されませんので、ご注意ください。）。詳しくは、次の窓口にお問合せください。

- ・ 大牟田市

市民課 0944-41-2602（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（手数料を免除する証明書等）※令和3年3月31日までの措置

住民票の写し(除票を含む。)、住民票記載事項証明書、印鑑登録証、印鑑登録証明書、

戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し(除票を含む。)

税務課 0944-41-2471（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（手数料を免除する証明書等）※令和3年3月31日までの措置

所得課税証明書、資産に関する証明書、納税に関する証明

- ・ 久留米市

市民文化部市民課 0942-30-9027

（手数料を免除する証明書等）※令和2年7月9日から原則1年間の措置

住民票の写し(除票を含む。)、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得(課税・非課税)証明書

(対象者)

令和2年7月3日からの大雨による被災者で、罹災証明書の交付を受けた方

## 21 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳しくは、福岡法務局にお問合せください。  
092-721-4575（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

## 22 自動車重量税の還付

- ◆ 被災者生活再建支援法が適用される区域（福岡県内では大牟田市）において、自動車検査証の有効期間内に被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者の方は、運輸支局等又は軽自動車検査協会において自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きを行い、「被災自動車に係る自動車重量税の還付申請書（自然災害用）」を提出することにより、自動車重量税の還付を受けることができます。

詳しくは、自動車重量税の還付措置については福岡国税局消費税課（092-411-0031(代)）、自動車の永久抹消登録又は滅失・解体の届出の手続きについては最寄りの運輸支局又は軽自動車検査協会事務所にお問合せください。

※ 還付金額 = 納付した自動車重量税額 ÷ 車検証の有効期間 × 車検残存期間)

## 23 運転免許証の有効期間の延長

- ◆ 災害救助法の適用区域内（表紙裏参照）に住所があり、運転免許証の有効期間の末日が令和2年7月3日～12月27日までの方については、12月28日まで運転することができます（12月28日までに更新手続を行ってください。）。

詳しくは、福岡県内の各運転免許試験場又は最寄りの警察署にお問合せください。

- ・ 福岡試験場 092-565-5010
- ・ 北九州試験場 093-961-4804
- ・ 筑豊試験場 0948-26-7110
- ・ 筑後試験場 0942-53-5208
- ・ 県内の各警察署（交通課）



## 民間の手続（損害保険等）のこと

### 24 損害保険に関すること

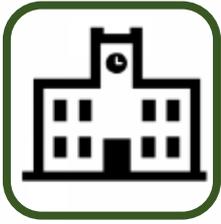
- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
  - ・ ご契約の損害保険会社
  - ・ そんぽADRセンター  
0570-022-808（9：15～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）  
I P 電話からは092-235-1761
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
  - ・ 自然災害損保契約照会センター  
0120-501-331（9：15～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

### 25 生命保険に関すること

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域（表紙裏参照）の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。  
<https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200707.html>
  - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長 6 か月延長されます。
  - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
  - ・ 生命保険協会 災害地域生保契約照会センター  
0120-001-731（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  - ・ かんぽコールセンター  
0120-552-950（平日9：00～19：00、土曜日・日曜日・祝日9：00～17：00）

## 26 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
  - ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
  - ・ ゆうちょコールセンター  
0120-108-420（平日8：30～21：00、土・日・休日・年末年始9：00～17：00）
    - ※ 携帯電話等からも通話料無料をご利用いただけます。
    - ※ IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
- ◆ ゆうちょ銀行からのお知らせ  
[https://www.jp-bank.japanpost.jp/news/2020/news\\_id001502.html](https://www.jp-bank.japanpost.jp/news/2020/news_id001502.html)



## 教育のこと

### 27 奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。  
給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。  
また、減額返還・返還期限猶予については、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する必要があります。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対し、JASSO支援金（10万円、返還不要）の申請受付をしています。
- ◆ 詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構にお問合せください。  
政策企画部広報課 03-6743-6011  
<https://www.jasso.go.jp/about/information/press/jp2020070601.html>

### 28 被災した児童生徒の受入れ、県立高校の授業料免除等

- ◆ 被災した公立学校の児童生徒の転入学については、弾力的な取扱いを行い、受入れを行うとされています。詳しくは以下の窓口にお問合せください。
  - ・ 市町村立学校に関すること：お住まいの市町村の教育委員会
  - ・ 県立高校に関すること：福岡県教育委員会高校教育課 092-643-3904
  - ・ 県立特別支援学校に関すること：福岡県教育委員会特別支援教育課 092-643-3909
- ◆ 被災により、令和2年度用の教科書が滅失又はき損した場合の教科書の無償給与については、在籍されている学校にお問合せください。
- ◆ 被災により、保護者等の収入が著しく減少した児童生徒を対象とした要保護認定が行われており、申請に基づき、要保護児童生徒であると市町村が認定した場合、就学に必要な費用が援助されます（就学援助）。詳しくはお住まいの市町村の教育委員会にお問合せください。
- ◆ 被災により家計が急変し、授業料等減免の必要があると認められる場合、県立高校等の生徒等に対する授業料等減免の対象となります。対象となる学校は、県立高校、県立中等教育学校後期課程です。詳しくは、各県立高校、県立中等教育学校の事務担当にお問合せください。

- ◆ 県立高校等の生徒等に対する奨学金の貸与について、令和2年度緊急募集（家計急変の事態が生じた時に申し込むもの）が行われています。対象となる学校は、県立高校、県立中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程です。

申込要件は、①保護者が福岡県内に生活の本拠を有していること、②令和2年4月に高等学校等に在学していること、③家計の急変により修学が困難となったこと、④家計が急変した事由が発生したときから1年以内であることとなっており、所得要件は、生活保護基準の2.4倍以下の方とされています。詳しくは、在籍されている学校にお問合せください。



## 事業経営に関すること

### 29 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口等

- ◆ 国の支援策として、「なりわい再建補助金」、「被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）」があります。
  - ※ 「なりわい再建補助金」の補助対象者は令和2年7月豪雨で被災した中小企業等、補助対象経費は被災した工場・店舗などの施設、生産機械などの設備復旧費用で、補助率は中小企業等4分の3以内、補助上限額は3億円とされています。
    - 詳しくは、以下のいずれかの窓口にお問合せください。
    - ・ 中小企業庁小規模企業振興課 03-3501-2036
    - ・ 九州経済産業局産業部復興推進室 092-482-5488
    - ・ 福岡県商工部中小企業振興課 092-643-3795
  - ※ 「被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）」の補助対象者は令和2年7月豪雨で被災した小規模事業者、補助対象経費は商工会議所、商工会の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って行う機械装置等の購入費用、ポスター・チラシ等の広報費などで、補助上限額は直接被害事業者200万円、間接被害事業者100万円とされています。
    - (商工会の管轄地域（商工会地区）で事業を営んでいる方)
    - ・ 福岡県商工会連合会 092-624-8655
    - (商工会議所の管轄地域（商工会議所地区）で事業を営んでいる方)
    - ・ 持続化補助金令和2年7月豪雨型補助金全国事務局 0570-087654
  - ※ 受付時間はいずれも9:00~12:00、13:00~17:00（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。
  - ・ 九州経済産業局産業部中小企業課  
092-482-5451
  - ・ 福岡県（9:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
    - 中小企業振興課 092-643-3424
    - 福岡中小企業振興事務所 092-622-1040
    - 久留米中小企業振興事務所 0942-33-7228
    - 北九州中小企業振興事務所 093-512-1540
    - 飯塚中小企業振興事務所 0948-22-3561
  - ※ 今回の大雨災害により被災された中小企業に対し、福岡県の「緊急経済対策資金」による低利融資を行うとされています（市町村の発行する「り災証明書」が必要）。

- ・ 久留米市（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

商工政策課 0942-30-9133、9134

田主丸総合支所産業振興課 0943-72-2110

北野総合支所産業振興課 0942-78-3569

城島総合支所産業振興課 0942-62-2115

三潁総合支所産業振興課 0942-64-2315

- ・ 商工組合中央金庫

福岡支店 092-712-6551

北九州支店 093-533-9567

久留米支店 0942-35-3381

※ 融資制度の案内等については、0120-542-711でも受け付けています。

- ・ 日本政策金融公庫

事業の資金繰りについて、事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日9：00～17：00）で受け付けているほか、福岡県内の各支店でも融資等のご相談を受け付けています。

支店名	電話番号 (9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
福岡支店	国民生活事業 092-411-9111
	農林水産事業 092-451-1780
	中小企業事業 092-431-5296
福岡西支店	国民生活事業 092-712-4381
北九州支店	国民生活事業 093-541-7550
	中小企業事業 093-531-9191
八幡支店	国民生活事業 093-641-7715
久留米支店	国民生活事業 0942-34-1212

- ・ 福岡県信用保証協会

0120-112-249、092-415-2604（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

## 30 農林漁業者の資金融資・相談窓口

- ◆ 日本政策金融公庫福岡支店に、被災された農林漁業者を対象とした融資制度（①農林漁業施設資金（災害復旧施設）、②農林漁業セーフティネット資金（災害））があります。

詳しくは、上記の日本政策金融公庫福岡支店（農林水産事業092-451-1780）にお問合せください。

- ◆ 農林漁業者については、次の窓口でご相談を受け付けています。

- ・ 福岡県の相談窓口（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（農業、林業の各種支援制度について 最寄りの県農林事務所）

事務所名	電話番号
福岡農業事務所	092-735-6121
朝倉農林事務所	0946-22-2730
八幡農林事務所	093-601-8851
飯塚農林事務所	0948-21-4951
筑後農林事務所	0942-52-5642
行橋農林事務所	0930-23-0380

（農業の技術対策について 最寄りの県普及指導センター）

センター名	電話番号
福岡普及指導センター	092-806-3400
北筑前普及指導センター	0940-43-8833
朝倉普及指導センター	0946-22-2551
久留米普及指導センター	0942-47-5101
北九州普及指導センター	093-601-8854
飯塚普及指導センター	0948-23-4154
田川普及指導センター	0947-42-1428
南筑後普及指導センター	0944-62-4191
八女普及指導センター	0943-23-3106
京築普及指導センター	0930-23-4215

（林業の技術対策について）

農林業総合試験場資源活用研究センター 0942-45-7868

（水産業の各種支援制度について）

県漁業管理課漁協指導係 092-643-3554

（水産業の技術対策について）

水産海洋技術センター 092-806-5251

- ・ 大牟田市の相談窓口

農林水産課 0944-41-2754

- ・ 久留米市の相談窓口（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

生産流通課 0942-30-9164

田主丸総合支所産業振興課 0943-72-2110

北野総合支所産業振興課 0942-78-3569

城島総合支所産業振興課 0942-62-2115

三潴総合支所産業振興課 0942-64-2315

## 31 宿泊事業者等の相談窓口

- ◆ 令和2年7月豪雨により甚大な被害が生じている宿泊事業者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、7月6日から以下の特別相談窓口が設置されています。

九州運輸局観光部観光企画課 電話：092-472-2330、FAX：092-472-2334

(サポート内容)

- ・ 宿泊事業者等からの相談・要望対応
- ・ 宿泊事業者等が活用可能な支援策の紹介
- ・ 中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等に、九州経済産業局や各労働局等の窓口を案内



## 医療・健康等に関すること

### 32 医療機関の受診、介護サービス等

- ◆ 被災により、被保険者証を紛失または自宅等に残したまま避難し、医療機関等で提示できない場合でも、次の情報を医療機関等に伝えていただければ保険診療が受けられます。
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 連絡先（電話番号等）
  - ④ 加入している医療保険者がわかる情報（健康の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名））
- ◆ 被災により、被保険者証及び負担割合証を消失又は自宅等に残して避難している場合でも、次の情報を介護事業所等にお伝えいただければ、被保険者証等がなくても介護サービスを受けることができます。
  - ① 氏名
  - ② 住所
  - ③ 生年月日
  - ④ 負担割合
- ◆ 国民健康保険では世帯主（国民健康保険組合にあつては組合員）が、後期高齢者医療制度では被保険者が、次のいずれかに該当したことにより、医療機関窓口での医療費の支払が困難と保険者（市町村、国保組合及び福岡県後期高齢者医療広域連合）が認める場合に、この支払う額を減額・免除、徴収猶予する制度があります。

詳しくは、お住まいの市町村の医療保険担当課（組合員にあつてはご加入の国保組合）までお問合せください。

  - ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

## 33 こころの悩み、健康、人権問題についての相談窓口

### ◆ 福岡県の相談窓口

(心の電話)

福岡 092-821-8785 (火曜日・木曜日・金曜日 13:00~17:00)

北九州 093-653-4343 (24時間・365日対応)

筑豊 0948-29-2500 (月曜日~金曜日 18:00~21:00)

筑後 0942-36-1313 (月曜日・水曜日・金曜日 13:00~16:00)

(心の健康相談電話)

092-582-7400 (月曜日~金曜日 9:00~12:00、13:00~16:00)

### ◆ 久留米市の相談窓口

(からだの健康相談)

久留米市保健所 健康推進課

0942-30-9331 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(こころの健康相談)

久留米市保健所 保健予防課

0942-30-9728 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

### ◆ 被災された方々の日常生活の困りごと、避難所での生活に伴うプライバシー侵害など、豪雨災害に伴って生じる様々な人権問題についての相談窓口

みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。最寄りの法務局・地方法務局等につながります。)

子どもの人権 110 番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810



## そのほかの情報 お役立ち情報ウェブサイト

### 34 消費者トラブル（災害に便乗した悪質商法等）の相談窓口

- ◆ 消費者ホットライン 188（お近くの消費生活センターにつながります。）
- ◆ 福岡県消費生活センター 092-632-0999  
（月曜日～金曜日9：00～16：30、日曜日10：00～16：00）
- ◆ 久留米市消費生活センター 0942-30-7700
- ◆ 警察相談専用電話番号 #9110（最寄りの警察本部などの相談窓口につながります。）

### 35 法律についての相談

- ◆ 福岡県弁護士会 法律相談センターにおける無料法律相談（面談）  
県内18か所の法律相談センターで令和2年7月豪雨の被災者やその家族、事業者による豪雨被害に関する相談をお受けしています。  
相談時間は60分で、事前の電話予約（電話：0570-783-552、お近くの法律相談センターにつながります。）の際、「令和2年7月豪雨に関する相談」とお伝えください。
- ◆ 法テラス（生活の再建に必要な法律相談（民事に関する問題全般））  
弁護士・司法書士による無料法律相談をご案内するほか、面談、電話での相談ができる場合もあります。  
福岡事務所：0570-078359（9：00～17：00）  
北九州事務所：0570-078360（9：00～17：00）  
（ホームページ）<https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/r2-7gouu.html>

### 36 流出したL Pガス容器の事故防止

- ◆ 今回の豪雨によりL Pガス容器が流出・埋没している可能性があります。また、倒壊家屋や土砂の中にもL Pガス容器が埋没している可能性があります。  
容器を発見された時は、①みだりに触ったり移動させたりせず、②ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しないよう注意して、問合せ先にご連絡ください。不明な点、お困りな点については、福岡県商工部工業保安課（092-643-3439）にお問合せください。  
（問合せ先）

- ・ 容器の所有者（容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています。）
- ・ 氏名等が判別できない場合  
LPガス容器（一社）福岡県LPガス協会 TEL：092-476-3838

## 37 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

- ◆ 水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電の恐れがあります。
  - ・ 豪雨の影響により、太陽光発電システムが水没・浸水し破損している場合があります。太陽光発電システムはこのような場合でも、光が当たれば300V以上の発電をしており、接近・接触すると感電する恐れがあります。
  - ・ 被害にあった太陽光発電システムにむやみに近づかずに、システムの事業者や管理者へ連絡してください。
  - ・ 復旧作業等をやむを得ず取り扱う場合には、感電対策（ゴム手袋、ゴム長靴の使用等）によって感電リスクを低減してください。
    - <http://www.jpea.gr.jp/topics/190703.html>  
一般社団法人 太陽光発電協会  
〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F  
電話：03-6268-8544

### 【参考】

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、①災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、②パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であることとされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0908.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html)

## 38 お役立ち情報ウェブサイト

### 【首相官邸】

- ◆ 令和2年7月豪雨で被災された皆様へ  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ooame202007/info.html>

#### 【政府広報オンライン】

- ◆ 防災・減災に役立つ情報（災害別）

[https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/cu\\_bosai/index.html](https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/cu_bosai/index.html)

#### 【厚生労働省】

- ◆ 令和 2 年 7 月豪雨について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00156.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00156.html)

- ◆ 被災した家屋での感染症対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00341.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html)

#### 【福岡県】

- ◆ 福岡県の支援に関する情報

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hisaisyashien20200705.html>

#### 【大牟田市】

- ◆ 令和 2 年 7 月豪雨に関するお知らせ

[https://www.city.omuta.lg.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c\\_id=5&id=14310&class\\_set\\_id=1&class\\_id=1045](https://www.city.omuta.lg.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=14310&class_set_id=1&class_id=1045)

#### 【八女市】

- ◆ 令和 2 年 7 月豪雨に関する情報

<https://www.city.yame.fukuoka.jp/kurashi/1594947539628.html>

#### 【みやま市】

- ◆ 大雨災害に関する情報

[http://www.city.miyama.lg.jp/info/prev.asp?fol\\_id=23503](http://www.city.miyama.lg.jp/info/prev.asp?fol_id=23503)

#### 【久留米市】

- ◆ 令和 2 年 7 月豪雨被災者支援情報

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1009r2saigai/index.html>



がいこくじんむけ じょうほう そうだんまどぐち  
**外国人向けの情報・相談窓口**  
**For Foreign Residents**

39 せいかつ こま さいがい とき あんない  
**生活の困りごと、災害の時の案内など**

◆ にっぽんせいふかんこうきょく  
日本政府観光局（J N T O）

びょうき じこ きんきゅう あんない さいがい あんない かんこう あんない  
病気、事故など緊急のときの案内、災害のときの案内、観光の案内

050-3816-2787（24時間、365日対応）

※ 対応：英語、中国語、韓国語、日本語

◆ ふくおか いりょう びょういん そうだん  
福岡アジア医療サポートセンター（病院についての相談）

092-286-9595（24時間、365日対応）

※ 対応：英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・マレー語・タガログ語・ネパール語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロシア語・クメール語・ミャンマー語

◆ せいかつぜんぱん かん そうだん  
生活全般に関する相談

ふくおかけんがいこくじんそうだん  
福岡県外国人相談センター

0120-279-906（10：00～19：00。12月29日～1月3日は対応していません。）

※ 対応：英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・マレー語・タガログ語・ネパール語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロシア語・クメール語・ミャンマー語・モンゴル語・日本語

## 【（参考）県・市町村の電話番号】

- ◆ 福岡県 092-651-1111（代表）
- ◆ 市町村（防災担当部局等）

市町村	電話番号	市町村	電話番号
北九州市	093-582-2110	遠賀郡	
福岡市	092-711-4056	芦屋町	093-223-3572
大牟田市	0944-41-2894	水巻町	093-201-4321
久留米市	0942-30-9052	岡垣町	093-282-1211(内285)
直方市	0949-25-2223	遠賀町	093-293-1234
飯塚市	0948-22-5500(内1333)	鞍手郡	
田川市	0947-85-7114	小竹町	09496-2-1212
柳川市	0944-77-8152	鞍手町	0949-42-2111
八女市	0943-23-1731	嘉穂郡	
筑後市	0942-65-7260	桂川町	0948-65-1100
大川市	0944-85-5605	朝倉郡	
行橋市	0930-25-1111(内1450)	筑前町	0946-42-3111
豊前市	0979-82-1111	東峰村	0946-72-2311
中間市	093-246-2017	三井郡	
小郡市	0942-72-2111(内242)	大刀洗町	0942-77-0171
筑紫野市	092-923-1111(内222)	三潞郡	
春日市	092-584-1111	大木町	0944-32-1035
大野城市	092-580-1966	八女郡	
宗像市	0940-36-5050	広川町	0943-32-1196
太宰府市	092-921-2121	田川郡	
古賀市	092-942-1112	香春町	0947-32-2511
福津市	0940-43-8196	添田町	0947-82-4002
うきは市	0943-75-4982	糸田町	0947-26-1231
宮若市	0949-32-0510	川崎町	0947-72-3000
嘉麻市	0948-42-7417	大任町	0947-63-3000
朝倉市	0946-22-1111	赤村	0947-62-3000
みやま市	0944-64-1502	福智町	0947-22-7771
糸島市	092-332-2110	京都郡	
那珂川市	092-953-2211	苅田町	093-588-1037
糟屋郡		みやこ町	0930-32-2511
宇美町	092-932-1111	築上郡	
篠栗町	092-947-1113	吉富町	0979-24-1122
志免町	092-935-1142	上毛町	0979-72-3111
須恵町	092-932-1151	築上町	0930-56-0300
新宮町	092-963-1734		
久山町	092-976-1111		
粕屋町	092-938-0173		